

福島経営者協会/労務委員会主催

第 113 回「経団連労働法フォーラム」報告 《今後の実務への影響大!》

『労働法をめぐる近時の重要裁判例について』研修会

～マタニティ・ハラスメントと定年後の再雇用(有期)に関する問題を中心に～

- ◇ 日 時 平成 28 年 9 月 7 日 (水) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
- ◇ 会 場 福島市市民活動サポートセンター会議室 「A1・2」
福島市大町 4-15 チェンバおおまち 3 階 電話：024 (526) 4533
- ◇ 参加料 会 員 無 料 会 員 外 5, 0 0 0 円
- ◇ 定 員 35 名 ※定員になり次第締め切ります。
- ◇ 講 師 弁護士法人ブレインハート法律事務所 菅野晴隆 弁護士

最近、企業の実務に大きな影響を及ぼす重要判例が 2 つ出ました。

一つは、女性が妊娠を理由に降格されたことを訴えたマタハラに関する広島中央保健生活協同組合事件です。男女雇用機会均等法に反するかが問われ、2014 年 11 月に最高裁で女性が勝訴しました。今年の 3 月 29 日には、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚などによる就業環境を害する行為を防止する為、雇用管理上必要な措置をとることを義務付けるなどを内容とする育児・介護休業法の改正法案が成立し、来年 1 月 1 日に施行されることになりました。企業のマタハラ対策の義務化です。

もう一つは「同一労働同一賃金」問題の注目判例である長澤運輸事件です。定年退職後に有期契約で再雇用された嘱託社員のトラック運転手について、定年前と同じ職務等にもかかわらず賃金を引き下げたことは不合理であり、「労働契約法」20 条違反として、正社員との賃金差額の支払を命じた判決が、5 月 13 日に東京地裁で下されました。現在、日本の多くの企業では、定年後再雇用の賃金は引き下げるケースが多いことから、特に本事件の地裁判決を受けて、自社の定年後再雇用者や労働組合等から、賃金格差是正の要望が増えることも想定されます。企業としては本事件の事案の特徴や判決の趣旨を理解し、そうした要望に対して対応できるよう準備しておく必要があります。

そこで、本研修会では、7 月 14・15 日に東京で開催された第 113 回「経団連労働法フォーラム」で取り上げられたこの重要裁判例について、ご報告を兼ねて経営法曹会議所属の顧問弁護士である菅野晴隆先生から、マタハラ訴訟判決や定年後の再雇用に関連する判決が実務に及ぼす影響と今後の対応策並びに実務上の留意点について解説いただきます。

企業代表者、人事労務担当者、管理職の皆様のご参加をお待ちしております

研修 内容	第1 マタニティ・ハラスメントに関連する裁判例について
	1 広島中央保健生協(C生協病院)事件
	2 その他の裁判例
	3 実務への影響と今後の対応について
	第2 定年後の再雇用(有期労働契約)に関連する裁判例について
	1 長澤運輸事件
2 その他の裁判例	
3 実務への影響と今後の対応について	

【参加申込】 申込書に必要事項をご記入の上、FAXにて **8月31日(水)迄** に下記宛
お申込み下さい。※申込先着順になります。参加証は発行致しません。

【問合せ先】 **福島経営者協会** 〒960-8041 福島市大町4-15 チェンバおおまち4階
電話：024 (521) 3350 FAX：024 (521) 3420

※ お預かりした個人情報については、安全かつ適正に管理させていただきます。

<p>【会場案内地図】</p>	<p>【事前質問】</p> <p>※ 講師に質問したい内容を御記入下さい。</p>
------------------------	--

参 加 申 込 書

(必要事項をご記入の上、切り取らずこのままFAXでお送り下さい)

『労働法をめぐる近時の重要裁判例について』研修会

平成 年 月 日

福島経営者協会 行

会社名 _____ 業種 _____ 従業員数 _____ 名

所在地 〒 _____ TEL _____

氏 名	役 職 名	氏 名	役 職 名

申込責任者 役職・氏名 _____

0 2 4 — 5 2 1 — 3 4 2 0

F A X